

長野県DX戦略推進のためのアドバイザー業務委託仕様書（案）

長野県企画振興部先端技術活用推進課

1 目的

本県では、昨年7月、長野県DX戦略を策定し、デジタル技術とデータの活用により新たな価値を創造し、長野県を Society 5.0 時代における魅力ある地域とするため、県内におけるDXの実現に向けて取り組んでいる。

本業務では、県民生活、産業及び行政の各領域のDXを推進するため、デジタル技術及びデータ利活用に関する最新かつ幅広い領域の情報、当該情報に対する客観的な意見及び評価についての情報提供並びに及び県のDX施策に対する助言を得ることを目的とする。

2 委託業務名

長野県DX戦略推進のためのアドバイザー業務委託

3 委託期間

契約日から令和4年3月31日まで

4 業務内容

(1) アドバイザリー

県からの県民生活、産業及び行政の各領域のDXに関する問合せや相談に対し、統計データ、DX・デジタル技術に関する世の中の傾向、活用事例、製品・サービス・ベンダーの客観的な評価等について調査した結果を基に、データや客観的視点を持って分析した上で、県に対し回答や助言を行うこと。

なお、想定する相談事項は次のとおりであるが、これ以外にも県からDX施策の推進に必要な問合せや相談があった場合においても回答や助言を行うこと。

【想定する相談事項】

- ・ 情報システムの評価方法、情報セキュリティに関する教育及び監査方法等のITマネジメントに関すること。
- ・ 情報システム調達指針等のシステムガイドラインに関すること。
- ・ 長野県DX戦略に基づく施策に関すること。

【留意事項】

- ・ 問合せ及び相談回数について、制限を設けないこと。

- ・ 県と受注者のコミュニケーションは、原則として電子メール又はWEB会議により行うこととする。ただし、問合せ及び回答に関する様式及び電子メール送信に関するルールは、受注者が様式等を県に提示し、承認を受けること。
- ・ 県が求めた場合には、可能な限り文書による回答や助言を行うこと。
- ・ 受注者は、回答や助言に際し、参考とした資料及びデータがある場合は、県と協議の上、提供すること。
- ・ 受注者は、問合せの翌営業日を起算日として5営業日以内での回答や助言を行うこと。ただし、県と協議の上、回答期限を短縮又は延長することができる。

(2) ドキュメントレビュー

県からの県民生活、産業及び行政の各領域のDXに関する施策立案やシステム発注に関する仕様書類等のドキュメントについて、統計データ、DX・デジタル技術に関する世の中の傾向、活用事例、製品・サービス・ベンダーの客観的な評価等について調査した結果を基に、データや客観的視点を持ってレビューを行うこと。

なお、具体的想定レビュー事項は次のとおりであるが、これ以外にも県からの県民生活、産業、行政の各領域のDXに関する問合せや相談があった場合においても回答や助言を行うこと。

【想定レビュー依頼事項】

- ・ 県の情報システム評価結果に関すること。
- ・ 県の情報システム調達等の仕様書に関すること。
- ・ 事業者から提出された見積書の内容に関すること。
- ・ 情報システム調達指針等システム関連ガイドラインに関すること。
- ・ 長野県DX戦略に基づく取組に関する企画に関すること。

【留意事項】

- ・ 問合せ及び相談回数について、制限を設けないこと。
- ・ コミュニケーションは、原則として電子メールで行うこととする。なお、レビューを行うドキュメントのファイルサイズによっては、県と協議の上、その他の方法でファイル転送を行うこと。
- ・ 受注者、県から提出されたドキュメントについて、必要に応じてレビューを行った上で回答や助言を行うこと。また、必要に応じてドキュメントの内容について、県に内容の確認を行った上で、回答や助言を行うこと。

- ・ 受注者は回答や助言に際し、参考とした資料及びデータがある場合は、県と協議の上、県に提供すること。
- ・ 受託者は問合せの翌営業日を起算日として5営業日以内での回答や助言を行うこと。ただし、県と協議の上、回答期限を短縮又は延長することができる。

(3) レポートの閲覧

デジタル技術及びデータ利活用に関する統計データ、DX・デジタル技術に関する世の中の傾向、国及び地方公共団体並びに民間における活用事例、製品・サービス・ベンダーの客観的な評価等について調査したレポートを県の登録されたユーザーが自由に閲覧できる状態にすること。

【留意事項】

- ・ 閲覧可能なレポートは次の内容を含むこと
情報セキュリティ
AI, IoT
WEBサービス
デジタル技術を活用した働き方改革・業務改善
情報通信ネットワーク
デジタル人材育成
ICT-BCP など
- ・ 受注者は県の指示により、レポート検索代行及び関連情報のお知らせなど、県が効率的に情報を得るためのサポートを行うこと。
- ・ レポートをWEBサイトで提供する場合は、県専用のID及びPW等からなる専用アカウントを用意し、検索、閲覧及びダウンロードすることができること。
- ・ 閲覧及びダウンロードしたレポートは、県と協議した条件の範囲内で活用が可能であること。

5 その他留意事項

本仕様書に定めのない事項その他本業務の進め方等について、調整や疑義が生じた場合は、その都度、県と十分な協議をした上で業務を実施すること。